

秘
無期限

大臣
事務次官
外務審議官
官房長
条約局長
法規課長
アジア局長
次長
参事官
北東アジア課長
首席事務官

7/5 5時

旧軍人軍属等韓国人遺骨返還問題

49. 4. 22

北東アジア課
(2415 5F)

1. 経緯

本件の処理については従来種々経緯はあった
(本件遺骨の保管者である厚生省と協定のうえ、
が、当方は遺骨は遺族に返却すべきものとの立場

場をとり、かつ

添付

2

[Redacted text block]

2. 解決策

遺骨問題は韓国における反日感情をあおる大きな要因の一つであり、速やかにその解決をはか

ることが望ましいこと 終戦後30年近く経過して

いる現在 遺族が判明しないとしていつまでも本邦

にこれを留めおくは不自然であること及び厚生省

による遺骨管理の中断は、じ後の措置を適切に

することにより 必ずしも不法行為とはならないこと

(詳細は別添1.法務省見解)を考慮して人道

的立場から 次の解決策を口頭にて厚生省に示

唆し、積極的検討を求めることとしたい。

昭和50年8月15日は終戦30年記念日となると

ころ 同日までに韓国出身者遺骨を韓国政府に

一括引渡すことを目標として次の手順をとる。

(1) 韓国政府の調査により判明した韓国人遺族

に対しては 日本政府により正当な遺族たる

ことが確認されれば遺骨を引渡す。

(2) 「1年以内に遺族の申し出がない場合は、残

った遺骨については日本政府がしかるべく措

置する」旨を明記の上、厚生省が日本国

内で遺骨リストを公示し、その期間内に遺族

が

政府へ遺骨を引渡すことを申し出た場合は、これ

を確認して引渡す。

[Redacted]

[Redacted]

(3) 上記の公示の後1年を経過した時点で、なお

遺族の判明しない韓国出身者遺骨を、次の条件を

付した上で韓国政府に一括引渡す。

(4) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭

祀を行なう。

[Redacted]

[Redacted]

3/4

(4)

[Redacted]

[Redacted]

(5)

[Redacted]

[Redacted]

漆4.

7

[REDACTED]

[REDACTED]